

会 則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、日本医薬品卸勤務薬剤師会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、医薬品卸勤務薬剤師の一般知識と倫理及び学術の水準をより高め、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器法」という）等法規の遵守、卸の実践規範であるJGSPの実践、DI活動、教育研修の実施、安全管理業務の推進等主たる業務においてその職能を発揮することにより、医薬品など医薬品医療機器法に規定する品目（以下「医薬品等」という）を取り扱う卸業の使命の達成に努め、もって国民医療の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 会員の資質向上に関する事項

- ① 卸勤務薬剤師会支部主催等の講演会、講習会、研修会の開催
- ② 一般社団法人日本医薬品卸売業連合会（以下「連合会」という）、日本薬剤師会、行政、製造販売業者など関係団体が主催する講演会、研修会等の紹介と参画
- ③ ホームページの活用

(2) 薬事衛生の向上普及に関する事項

(3) 医薬品等の流通段階での品質保全および安全管理業務に関する事項

(4) 医薬品等の情報に関する事項

(5) 教育研修に関する事項

対象者・・・医薬品卸教育研修管理者・販売担当者
品質管理に関する担当者（商品担当者・配送担当者）
安全管理部門担当者

(6) 連合会の活動に対する支援、協力に関する事項

(7) その他、本会の目的達成に必要な事項

(事務所)

第4条 本会は、事務所を連合会の事務所内に置く。

(支部及びブロック協議会)

第5条 本会は、都道府県ごとに支部を置く。

2. 本会は、全国を別記のブロックに分け、ブロックごとに協議会を置く。

3. ブロック協議会は、そのブロック内の支部長及び必要により支部内の代表者をもって構成し、本会事業の円滑な運営について協議する。

4. ブロック協議会は、ブロック協議会の構成員の中から選任されたブロック長が招集し、統括する。

第2章 会 員

(会 員)

第6条 本会は、連合会の会員構成員会社（出向を含む）及び本会の業務に従事する薬剤師をもって組織するものとし、原則として就職と同時に会員となり、退職した時にその資格を失うものとする。

(准会員)

第7条 連合会の賛助会員会社の業務に従事する薬剤師及び連合会の正会員構成会社と関連する会社の卸売販売業の業務に従事する薬剤師であって、本会の事業を理解し、その趣旨に賛同する者を、会長の承認により准会員とすることができる。

2. 前項の准会員に関して必要な事項は、常任理事会の議決を経て会長が定める。

(会 費)

第8条 会費の額及び徴収方法は、別に定める。

第3章 役員等

(役 員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 4名以内
- (3) 常務理事 1名
- (4) 常任理事 若干名
- (5) 理 事 47名以内
- (6) 監 事 2名

(役員を選任)

第10条 会長は、理事会において会員の中から選任する。

2. 副会長は、理事会の承認を得て会員の中から会長が指名する。
3. 常務理事は、理事会の承認を得て会長が指名する。
4. 常任理事は、理事会の承認を得て会員の中から会長が指名する。
5. 理事は、原則として各支部会員の中から選出された支部長がこれに当たる。
6. 監事は、理事会の承認を得て会員の中から会長が指名する。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 欠員の補充により就任した役員任期は前任者の残任期間とする。
3. 役員は任期終了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(役員の職務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、予め定めた順位により、会長の職務を代行する。
3. 常務理事及び常任理事は、会長及び副会長を補佐して、会務を掌理し、常務理事は、日常の業務を統括する。
4. 理事は、理事会に出席して、本会の重要事項を議決する。
5. 監事は、会務及び会計の監査を行い理事会に報告する。

(名誉会長及び顧問)

第13条 本会に理事会の推薦により、名誉会長及び顧問を置くことができる。

2. 名誉会長及び顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。

第4章 会議

(会議)

第14条 本会の運営のため、理事会、常任理事会及び正副会長会議を置く。

2. 理事会は、会長、副会長、常務理事、常任理事及び理事をもって構成し、本会の重要事項を議決する。
3. 常任理事会は、会長、副会長、常務理事及び常任理事をもって構成し、会務の執行（緊急を要する場合の議決を含む）について協議する。
4. 正副会長会議は、会長、副会長及び常務理事をもって構成し、会務の執行について協議する。

(理事会)

第15条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

2. 定例理事会は、年1回会計年度終了後3か月以内に開催する。

(招集)

第16条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2. 会議を招集するときは、会議の構成員に対し、会議の議題、日時及び場所を書面により、開催日の14日前までに通知しなければならない。ただし、臨時理事会を招集する場合であって、緊急やむを得ないときはその限りではない。

(議決)

第17条 会議は、その構成員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2. 会議の議事は、出席したその構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
3. やむを得ない理由のため、会議に出席できないその構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の構成員を代理人として表決を

委任することができる。この場合において、第1項及び前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(委員会)

第18条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の承認を得て委員会を置くことができる。

第5章 会 計

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経 費)

第20条 本会の経費は、会費、寄付金及び補助金をもって当てる。

第6章 事務局

(事務局)

第21条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局に事務局長及び職員若干名を置く。

3. 事務局、事務局長及び事務職員に関して必要な事項は、常任理事会の議決を経て会長が定める。

第7章 雑 則

(その他)

第22条 この会則に定めるもののほか、本会の事業運営上必要な事項については、正副会長会議及び必要により常任理事会の意見を聞いて会長が定める。

(付 則)

1. この会則は、昭和52年10月9日から施行する。

2. 初年度の会計年度は、昭和52年10月9日から昭和53年3月31日までとする。

3. 当初の役員任期は、昭和52年10月9日から昭和54年3月31日までとする。

(付 則) この会則の改正は、昭和54年6月15日から施行する。

(付 則) この会則の改正は、昭和60年6月11日から施行する。

(付 則) この会則の改正は、昭和63年5月25日から施行する。

ただし、役員に関する規定は、昭和64年度定例理事会の日から施行する。

(付 則) この会則の改正は、平成元年5月25日から施行する。

(付 則) この会則の改正は、平成3年6月3日から施行する。

(付 則) この会則の改正は、平成11年6月7日から施行する。

(付 則) この会則の改正は、平成16年6月16日から施行する。

(付 則) この会則の改正は、平成21年5月15日から施行する。

(付 則) この会則の改正は、平成22年5月20日から施行する。

(付 則) この会則の改正は、平成25年5月17日から施行する。

(付 則) この会則の改正は、平成 27 年 5 月 15 日から施行する。

(付 則) この会則の改正は、平成 28 年 5 月 13 日から施行する。

別 記

ブロック名	都 道 府 県 名
北 海 道	北海道
東 北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
東 京	東京都
関 東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県
甲 信 越	新潟県、長野県、山梨県
北 陸	富山県、石川県、福井県
東 海	静岡県、愛知県、岐阜県、三重県
近 畿	大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中 国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四 国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九 州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

日本医薬品卸勤務薬剤師会 組織図

